



# もっと会議所知っ得！コミック

しほ (SHIHO)

YUI

すまんね！  
朝一番から電話で  
呼び出して・・・。

去年も聞いた気が  
するんじやが、特  
商って何じやった  
かいのう？

いいえ、いつでも  
お電話下さい。

会議所です。  
「おはようございます」  
お電話頂いた、特定商工  
業者法定台帳負担金を頂  
きにまいりました。

去年も聞いた気が  
するんじやが、  
そうじやった。  
確かに、前にも聞いたわ。

商工会議所法ではある一定規模以上の企業  
(特定商工業者)にその登録(法定台帳の提出)  
と経費負担(負担金の納入)をご提供いただき、  
その地域の商工業の実態把握を行いデータ  
活用することを目的とした特定商工業者制度  
が設けられております。  
経費の負担は、最小限度で、皆様をお願い  
しております。

## 特定商工業者制度

賦課金の納付依頼書や  
台帳作成のための調査  
用紙をお送りしてあり  
ます。ご協力をお願い  
致します。  
会員費下院を問わず、  
対象となります。

そうそう、その事も  
去年、聞いた聞いた。  
そうじやった。  
思い出した、聞いた。

県知事の許可を得て、  
特定商工業者の負担金  
賦課を定めております。

また、来年も聞くかも  
しれんが、嫌な顔せん  
と、教えてくれえのおん  
!

いつでも、何回でも  
お聞き下さい。  
お伺いして説明をさ  
せていただきます。  
こちらこそ、  
よろしく申し上げます。

商工会議所は、地域商工業の実態把握を行うことも行っています。